

宜 基 涉 第 2 6 号
平成 2 3 年 8 月 1 9 日

外務省沖縄事務所
沖縄担当大使 樽 井 澄 夫 殿

宜野湾市長職務代理者
宜野湾市副市長 米 須 清 栄

**普天間飛行場に保管されている放射性廃棄物並びに枯葉剤の
使用について（抗議・要請）**

8月10日に外務省から、東北大震災の米軍支援に伴い発生した放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されているとの連絡を受けました。

東北大震災の救援活動に参加した普天間飛行場の所属機は、4月中旬に帰還しており、放射性廃棄物保管の連絡が遅れたことは市民・県民に不安を及ぼすと同時に信頼を損なうもので断じてあってはならないことであります。

又、1960年～1970年代に在沖米軍基地に駐留した元軍人らが、提供施設内の雑草処分のために枯葉剤の散布や運搬、貯蔵による健康被害を申請しており、その施設に普天間飛行場やキャンプ瑞慶覧にも枯葉剤を使用したとの証言報道がされております。ついては、市民・県民の不安の解消に努めると共に今後の跡地利用に大きな影響を与えることから十分な情報提供が必要不可欠であります。

つきまして、以下のとおり要請いたしますので、速やかに回答されるよう求めます。

記

- 1 放射性廃棄物の保管に至った経緯、米側から報告時期及び連絡の遅れた理由等を明らかにすること。
- 2 放射性廃棄物の種類、量、放射能レベル、保管方法、保管場所及び身体への影響等の詳細情報を明らかにすること。
- 3 東北地方への救援活動に参加した普天間飛行場所属機が、普天間飛行場に帰還するまでの移送方法及び、移送ルートを明らかにすること。
- 4 放射能廃棄物の処理については、政府の責任において、適切かつ早期に行うこと。並びに放射能に関する事項について、そのレベルに関わらず速やかに連絡すること。
- 5 普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧での枯葉剤散布に関する事実関係、使用場所、量、保管、処理方法及び身体への影響等詳細の情報を早期に明らかにすること。
- 6 枯葉剤が使用されたのであれば、その処理については、政府の責任において適切かつ早期に行うこと。